

6. 9. 5
2940

一 未払賃銀ハ支拂
一 解雇手当 1000 円支給

兵庫縣三原郡

労働者 五八名(内女五三)

参加者 全員

不況打開策トシテ事業主ハ工賃最高四割、最低一割ノ値下ヲ發表シタルニ因リ八月二日争議ノ発生ヲ見タルモ翌三日労資会見別記案件ニテ妥協成立シテ円満解決セリ

要 求 事 項

- 一 七月分工賃ハ従前通り支拂ハレタシ
- 一 今因ノ工賃値下ハ撤回サレタシ
- 一 今後ノ解雇ハ絶対ニセザルコト

解 決 事 項